



〒220-6010
横浜市西区みなとみらい 2-3-1
クイーンズタワー A 10F
電話:045-682-5271 FAX: 045-682-5253

PRJ11100396655 号-1

日本原燃株式会社 殿

2023年2月14日
LRQA リミテッド

2022年度 第2回定期監査 報告書 (その1) 再処理事業部・技術本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4-108
監査名	2022年度 第2回定期監査
被監査者	(その1) 再処理事業部・技術本部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館 (Webex 合同初回会議)、再処理事務所および Webex 最終会議
監査実施日	2022年12月12日、13日および23日
担当監査員	(LRQA リミテッド)

2. 2022年度 第2回定期監査の視点

2.1 第三者による定期監査の経緯

LRQA リミテッド (旧ロイド・レジスター・グループ・リミテッド) (以下、「LRQA」という) は、日本原燃(株) (以下、「日本原燃」という) に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策 (以下、「改善策」という) の取り組み状況の確認に加え、その後の取り組みの進捗や日本原燃の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきたが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いた監査の形態としてきた。

その結果、トラブル発生時に策定した是正処置が決めた通りに実施されていること、また、品質マネジメントシステム (以下、「QMS」という) 等の仕組みが確立され、決めた通りに実施されていることが確認された状況から、全体としては QMS が各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価をおこない、今日に至っている。

以上の状況を踏まえ、2022年度の定期監査においては、日本原燃が「改善策」を受けて確立した QMS に係る活動の実施状況について、自ら定めた事項が実施され、それが効果あるように運用されているかを確認することとした。

2.2 2022年度第2回定期監査の対応方針

2022年度第2回定期監査におけるQMS活動の実施状況に対しては、被監査者ごとの組織の特徴（事業の違いなど）を踏まえつつ、どういった点は差異があり逆にどういった点は差異がないのかに注力することとし、具体的な監査項目を表1の(1)①および②に示す。なお、前回の監査において指摘事項または観察事項が検出されなかったため、表1の(2)に示すとおりフォローアップの対象はない。

表1 2022年度第2回定期監査項目

監査項目
(1) QMS活動の実施状況
① CAPシステムを活用したトラブル防止の取組み
② 協力会社等に対する保安教育の仕組み
(2) 前回までのフォローアップ（今回は該当なし）

また、被監査者ごとの監査項目を表2に示す。

ただし、監査室は2022年度第1回定期監査の対象としたので今回は対象外とした。

表2 被監査者ごとの監査項目

被監査者	表1中の監査項目の番号		
	(1)		(2)
	①	②	
再処理事業部	○	○	-
技術本部	○	○	-
濃縮事業部	○	○	-
埋設事業部	○	○	-
安全・品質本部	○	○	-
監査室	-	-	-

注記：監査実施項目の内、被監査部署において該当がない項目は監査対象から除外する。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行う。ただし、実地監査の過程で監査基準文書に対する気づきなどがあれば、文書監査の対象とすることがある。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、それが効果的に運用されている状況やPDCA展開状況に対する評価を行うものである。

実地監査では実態を把握することが重要との観点から抜き打ち性に注力し、可能な限り監査当日に監査員から求められたエビデンスを提示していただく形態とする。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、今回の監査では下記を監査基準と定める。なお、一部にLRQAの知見を活用することもある。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015 (JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果は、監査項目ごとに所見をまとめるが、次の事項を提起することがある。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部署の任意とする。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. LRQA 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応するが、それぞれに被監査部署の割付けを行い、内1名が監査時の司会進行役をつとめる。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行う。

7. 監査結果

再処理事業部・技術本部に対する監査項目は、上記2.2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署はPICoならびに5部署であった。

監査結果を添付1、提言事項を添付2、良好事例を添付3、そして、監査日程と出席者を添付4に示す。

総合所見は下記の通りである。サンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものだが、大綱的には実態をとらえていると考えられる。

7.1 指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。

時間の制約範囲において、2.2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は検出されなかった。

なお、1件の「提言事項」を提起した。詳細については添付2に示した。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開してさらなる改善、あるいは新たな仕組みの構築が進められている。こうした気運の中で印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる3件の

「**良好事例**」を添付3に示した。

7.3 監査項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み

a) PICo インタビュー結果に対する監査チームの受け止め

- ・再処理事業部・技術本部は、毎日のCR登録件数が多いことから事務局がJCAPSに登録された事象をExcel形式で抽出した「CR事象リスト」を基にスクリーニングを行っており、作業性の観点でPICoの負担を軽減するひとつのやり方だと思われる。
- ・PICo判断のレベル合わせは、PICo全体会議での事例や判定プロセスの紹介に対する他事業部との意見交換を通じて行われているが、PICoのレベル判定がパフォーマンス改善会議（以下、「PIM」という）で変わるケースがあることを踏まえれば、さらなるレベル判定の均質化に向けたトレーニング（例えば、さまざまな事象を教材にしたレベル判断をできるだけ多く練習する）などが役立つのではないかとと思われる。
- ・CR登録のやり始めは何でも登録してもらうことにしたので、原子力安全に関係のない情報や苦情に近い内容のものが含まれている実態があり、量より質への転換時期と認識されていることに対しては何らかの改善が望まれる。
- ・PICoならびにPIMがCRへの対応要否や対応部署を決定するプロセスであることから関係部署間のコミュニケーションで解決を図ろうという意識が希薄になったとの発言があったが、当該事象を発生させた部署がPICoやPIMの判断に依存し過ぎず、自律性を発揮させてコミュニケーションが希薄にならないように仕向けることが必要と思われる。

b) 部署ごとの活動状況について

- ・CR登録の状況については、年間目標に対して**技術管理G**のように作業現場を持っていない部署はCR情報を見つけることに苦労されていると思われ、一方、**建築課**のように定期的なパトロールでの気づきをCR情報とし効率的な運用を行っており、いずれにしても全般的にはCRに対して前向きに捉えていると見受けられる。
- ・監査対象とした**すべての部署**において、サンプリングしたCR情報に対しては、CAPシステム要則に基づきJCAPS登録処理票で発生事象を明記し、以降、不適合管理票（計画／結果）で処置計画、処置完了予定日の立案とその実施状況が明確にされ、不適合処理が適切に行われていることを確認した。また、是正処置が必要な不適合レベルに対しては是正処置処理票（計画／結果）で原因の特定プロセスを経て処置計画、処置完了予定日の立案とその実施状況が明確にされていること、ならびに是正処置の実効性に対する確認が行われていることを確認した。

これらの状況より、サンプリングした5件の事例に対する不適合管理ならびに是正処置で懸念する事象は観察されず、トラブル防止に向けた取組みは適切と判断する。

②協力会社等に対する保安教育の仕組み

- ・保安規定の改正教育については作業開始前に行うことが教育実施細則によって定められていることから、技術課が発信の各部署に対する教育実施依頼を受けて、各部署が請負事業者に対して教育実施依頼をする流れとしている。
- ・サンプリングした**技術課、建築課**および**警備課**の保安教育についてはこの流れに沿って実践されており、請負事業者から教育の実施結果の報告を受けて受講漏れのないことが確認されている。

- ・ 請負事業者に対する入所時および年 1 回の保安教育の受講実績については、**技術管理 G** の保安教育管理表や、**電気保全課**および**建築課**でサンプリングした請負工事ごとの作業従事者名簿によって明確であり、併せて工事期間中に教育の有効期限切れが生じないことの確認が行われている。
- ・ **再処理事業部・技術本部**は、保安教育管理システムにより社員のみならず嘱託、派遣社員、請負事業者に対する保安教育の受講実績が一元的に管理されており、かつ、保安規定の改正教育の受講漏れが発生していない状況により、保安教育の仕組みにおいて懸念する事象は観察されなかった。

(2) 前回までのフォローアップ

今回はフォローアップの対象がない。

8. 終わりに

再処理事業部・技術本部の PICO ならびに 5 部署に対しては、7.3 項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、PICO の活動状況、各部署における CAP システムによるトラブルの防止活動および協力会社等に対する保安教育の仕組みについて改めての懸念される事象は観察されず、現状のやり方を継続することで目的にかなった活動が展開されるものと判断する。

一方、CAP システムを機能させるための CR 情報については、原子力安全に関係のない情報や一般的に苦情と見られるものが混在している実態に対し、量より質への転換時期に入ったと受け止められていること、CAP システム開始後、CR 登録によって PICO が介在する（対応要否や対応部署を決定するプロセス）ことに伴いコミュニケーションが希薄になったこと、ならびに PICO に対するさらなるスクリーニングの均質化に向けたトレーニングについては本部・室・各事業部共通の課題と受け止め、何らかの改善を目指して検討することが期待される。

終わりに、すべての被監査者の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (PRJ11100396655 号-0) にまとめたので参照いただきたい。

以上

2022 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部・技術本部)

被監査部署ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 パフォーマンス推進責任者	
監査実施日	2022年12月12日	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み</p> <p>a) PICo へのインタビューを通じて以下のとおり活動状況について聴取した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆毎日 30～70 件（平均 50 件）の CR 登録が行われており、連日、PICo（2 名体制）のスクリーニングが行われている。 ◆登録者または PICo サポーターによる説明を受けることで事実確認を行っている。 ◆スクリーニングは、前日 13:00 までに登録されたものを対象とし、毎日午後 2 時 30 分～4 時に事務局が JCAPS に登録された事象を Excel 形式で抽出した「CR 事象リスト」（資料①）を基に行っている。 ◆PICo は職務の中心がスクリーニングであることに加え、他の責務を兼務していることから負担を感じるが仕方ないととらえている。 ◆CR 登録した部署が不適合ではないと判断した事象に対し、PICo 判断により不適合にすることがある。 ◆前日の停電作業に伴って設備電源が自動的に落ちることが周知されなかったため、発見者により CR 登録された。説明者は故障ではないため不適合に該当しないとの見解であったが、周知されていれば CR 登録されない事案であり、PICo は不適合と判断した。 ◆PICo の判定結果が PIM で変えられた実例（不適合レベル C を B へ）があるが、PICo のスクリーニングは一次判定であり、最終判定は PIM での審議を経て決定する運用としている。 ◆不適合管理が明らかであり、緊急性が高い場合は、処置実施箇所は、スクリーニングまたは PIM の結果を待たずとも、処置の実施ができる。 ◆PICo のスクリーニング判断レベル合わせは、PICo 全体会議での事例や判定プロセスの紹介に対する他事業部との意見交換を通じて行われている。 <p>b) CAP システムまたは PICo の役割に関する改善、要望、困っていることなどについて以下のとおり聴取した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆CR 登録のやり始めは何でも登録してもらうことにしたので、原子力安全に関係のない情報や苦情に近い内容のものが含まれている。（量より質への転換の時期と認識されている。） ◆CR 登録を始める以前は、不適合事象に関係しない困りごと等は関係部署間のコミュニケーションを通して決めていたが、CR 登録の開始後は PICo ならびに PIM が対応要否や対応部署を決定するプロセスとなったことから、従前のような関係部署間のコミュニケーションで解決を図ろうという意識が希薄になった。（CR 登録による弊害の一面。） <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み 対象外。</p> <p>(2) 前回までのフォローアップ 該当なし。</p>	<p>(参照文書・記録など)</p>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>日常的に多様な CR 情報に対するスクリーニングが精力的に行われている状況に鑑みて、他事業部以上に CR の量から質への転換が望まれるが、そのために人によって CR 登録の頻度に差が生じることが懸念され悩ましい問題と受け止めるものの、何らかの打開策を講じないと PICo のモチベーションが低下しないかが気になるところである。</p>		

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課	
監査実施日	2022年12月12日	監査員: XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み <サンプリングした不適合事例への取組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆JCAPS 登録処理票（資料①）：「再処理工場高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽 B の安全冷却機能の一部喪失」における通報連絡上の問題点（レベル B） ◆不適合管理票（計画）（資料②）により処理計画、処置完了予定日などを明確にし、不適合管理票（結果）（資料③）により発生当日に計画どおり実施されていることを確認した。 ◆是正処置処理票（計画）（資料④）により原因を特定した上で処置計画、処置完了予定日などを明確にし、是正処置処理票（結果）（資料⑤）により処置が完了していることを確認した。 ◆実効性については、複数の是正処置の中で既の実施したもの（例、トラブルの通報遅れが発生していないことを記録を用いて確認する）に対して実効性の確認まで進捗していることを確認した。 <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保安教育実施細則（資料⑥）において保安規定改正教育（A-3）を実施する場合は、「技術課長は、教育内容および教育方法等について再処理計画部長および教育実施担当課長と協議する。教育実施担当課長は、技術課長および再処理計画部長との協議を受け、教育内容および教育方法等を決定する。」と定められており、記載の通り実施されたことを確認した。 ◆業務連絡書（資料⑦）により、事業部内の各課に対して6月29日期限内で保安規定改正教育実施依頼が行われた。 なお、技術課は社員に加えて、嘱託、派遣社員がいるが、業務内容によって保安教育を必要としないケースがあり、受講の要否は保安教育管理表（計画）（資料⑧）で明確にされていた。 ◆上記の教育実施依頼に対し、業務連絡書（返却用）（資料⑨）に添付の「保安教育実施結果通知兼保安教育管理表（社員等）」（資料⑩）の記載内容から、嘱託および派遣社員が含まれていることを確認した。 ◆各課における年度途中入所者に対する入所時および年1回の保安教育は、保安教育管理システム（資料⑪）により計画・実績が管理されており、嘱託、派遣社員が含まれていることを確認した。また、各課は保安教育実施細則に基づき、必要な保安教育を受講していることを2月末、3月20日、3月末の時期に確認し、技術課へ報告させている。 <p>(2) 前回までのフォローアップ 該当なし。</p>	<p>(参照文書・記録など)</p>	
<p>(第三者監査所見)</p> <p>登録された CR に対する不適合管理ならびに是正処置が適切に行われ、是正処置の実効性についても確認されている状況より、CAP システムを活用したトラブル防止への取組みにおいて特段の懸念する事象は観察されない。また、協力会社等に対する保安教育は実施細則で定められた運用が実践され、その結果として個人別の受講実績が保安教育管理システムによって容易に判別できることから管理状態は良好であると判断する。</p>		

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気保全課	
監査実施日	2022年12月12日	監査員 : XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み <CR の登録状況> ◆CR 登録は改善につながるものであることに注力させ、4 件/年の目標に対して約 60%の実績で推移している。 ◆CAP システムに対して否定的ではなく、良いシステムとの受け止めをしている。</p> <p><サンプリングした不適合事例への取組み> ◆JCAPS 登録処理票（資料①）：「特定廃棄物管理施設使用前事業者検査の品質マネジメントシステムに係る検査における作業要領書と作業報告書の不整合」について ◆不適合管理票（計画）（資料②）により処理計画、処置完了予定日などを明確にし、不適合管理票（結果）（資料③）により計画どおり実施されていることを確認した。 ◆是正処置処理票（計画）（資料④）により原因を特定した上で処置計画、処置完了予定日などを明確にし、是正処置処理票（結果）（資料⑤）により処置が完了していることを確認した。 なお、原因特定に際しては要因分析図などにより仔細に究明されている。 ◆実効性のレビューの計画に対して、PIM 用の報告書資料の「実効性レビュー（結果）」（資料⑥）により完了していることが確認されている。 ◆CAP システムとの関連はないが、未然防止に向けた活動として毎日の朝礼に引き続き、OE 情報を基にした過去の事例（例、接続端子の緩みによる非常用ディーゼル発電機の起動不能事象）から気づきを得るための「毎日 OE」を本年 10 月 4 日から継続的に実施している。</p> <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み ◆請負事業者に対する教育については、作業従事者名簿（資料⑦）により、作業期間内で教育の有効期限切れがないことを確認した。 ◆嘱託や派遣社員については保安教育管理システム（資料⑧）で漏れなく受講していることを確認した。</p> <p>(2) 前回までのフォローアップ 該当なし。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>(第三者監査所見) 登録された CR に対する不適合管理ならびに是正処置が適切に行われ、是正処置の実効性についても確認されている状況より、CAP システムを活用したトラブル防止への取組みにおいて特段の懸念する事象は観察されない。また、協力会社等の内で請負事業者に対する保安教育については、受講対象者が工事案件ごとの作業従事者名簿で明らかであり、さらに、個人別の受講実績が保安教育管理システムによって容易に判別できることから管理状態は良好であると判断する。</p>		

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	技術本部 土木建築部 建築課	
監査実施日	2022年12月13日	監査員 : XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況	(参照文書・記録など)	
<p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆CR 登録の状況は、毎週1回の安全パトロール結果を主体に、5件/週（1件/日）の良好事例を含めた気付き事項をCR登録しており、不適合はない。また翌日にPICoが確認している。 ◆CAP システムについては、CR登録にストレスを感じることはなく否定的ではない。日常業務の中で起きたら必ずCR登録するルールが定着している。 ◆CR登録した不適合事例について下記のサンプルで確認した。 <ul style="list-style-type: none"> a) 不適合管理票（計画）（資料①）の事象概要、要求事項、不適合と判断した理由、継続・拡大防止措置の実施状況および処理完了予定日が明確であることを確認した。 b) 不適合管理票（結果）（資料②）の処置結果、修正を施した場合、検証の結果および処置完了が計画通り実施されていることを確認した。 なお、CAPシステム要則（資料③）に基づき本件は不適合レベルCであり是正処置処理票（計画）、是正処置処理票（結果）および是正処置／未然防止処置の実効性のレビュー報告書は不要と判断したことは適切であることを確認した。 ◆災害等の未然防止の活動は、安全パトロールで行い、KYT（危険予知訓練）により月1回ディスカッションを実施している。 特に、安全パトロールの指摘事項は原則24時間以内に処置することに決めている。また他からの情報は関係者に周知し未然防止に繋げている。 <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆当課は未受講者の事例なし。 ◆改正保安教育は、工事着工前に作業員名簿と保安教育管理表（資料④）より所属メーカー名、氏名、受講予定日と有効期限を照合し、必要な保安教育が完了していることを確認した。 また、保安教育に係る通知（資料⑤）より協力会社へメールで配信し、受講漏れ防止のため受講期限通知メールで継続的にフォローアップしている。 ◆協力会社の教育実施は、保安教育管理システムにより、請負事業者ごとに受講実績がまとめられていることを確認した。 <p>(2) 前回までのフォローアップ</p> <p>該当なし。</p>	(参照文書・記録など)	
(第三者監査所見)	<p>① CAP システムを活用したトラブル防止の取組み</p> <p>定期的な安全パトロールでの良好事例および気付き事項をCR情報とし、CAPシステムによるCR登録には前向きで日常業務の中に定着している。サンプリングしたCR情報に対しては、不適合管理票（計画/結果）が計画された通り実施されており懸念する事象は観察されなかった。</p> <p>② 協力会社等に対する保安教育の仕組み</p> <p>保安規定の改正教育は、工事着工前に作業員名簿と保安教育管理表を照合し、受講漏れ防止のため受講期限通知メールで継続的にフォローアップしている。一方、協力会社の教育実施は、保安教育管理システムより請負事業者ごとに実績がまとめられていることより、保安教育の仕組みは適切であると思われる。</p>	

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	技術本部 技術管理部 技術管理G	
監査実施日	2022年12月13日	監査員 : XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み <CR の登録状況> ◆CR 登録目標は3件/年人と決めている。現場が無いので出しにくい環境にあるが、現時点での累計は9名で30件登録されている。 <サンプリングした不適合事例への取組み> ◆JCAPS 登録処理票（資料①）：委託業務における府省共通研究開発システム（e-Rad）への登録遅延（レベルC） ◆不適合管理票（計画）（資料②）により処理計画、処置完了予定日などを明確にし、不適合管理票（結果）（資料③）により計画どおり実施されていることを確認した。 なお、処理票上の処置完了日（2022年3月11日）に対して、e-Rad への登録は3月11日以前に行われているが、具体的な実施日を記載することについて 提言事項 No. 1 を提起したので添付 2 を参照されたい。 ◆レベルCなので本来は是正処置不要だが、他部署の同委託業務に係る不適合案件と同様に是正処置を行うことになったことから、是正処置処理票（計画）（資料④）により処置計画、処置完了予定日などを明確にし、是正処置処理票（結果）（資料⑤）にて処置が完了していることを確認した。 <改善を必要と認識していること、困っていること等> ◆JCAPS は操作性が良くないと感じている。</p> <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み ◆当Gでは保安規定の改正教育の受講漏れはない。 ◆技術課から発信された業務連絡書「【重要】2022年度保安教育（1回/年）展開教育の実施依頼」（資料⑥）により教育科目/展開教育の教材/実施方法について伝達された。 ◆保安教育管理表（計画・実績）（資料⑦）により入所時および年1回の受講実績が記録されている。 ◆保安規定改正教育については、保安教育実施結果通知兼保安教育管理表（資料⑧）により嘱託および派遣社員を含めた当グループ内の関係者が受講し、確認試験を実施した事例として、「2021年度改正の都度実施する保安規定改正に関する保安教育（関係法令及び保安規定の遵守に関すること）」の実績を確認した。また、確認試験によって改正教育の理解度がチェックされている。 ◆2022年度保安教育（1回/年）展開教育について、【依頼】2022年度保安教育（1回/年）の実施依頼（資料⑨）により実施期限を超過しないよう受講をうながしている。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>(2) 前回までのフォローアップ</p> <p>該当なし。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>登録されたCRに対する不適合管理が適切に行われている。さらに、本来は是正処置が不要なレベルC事象に対しても是正処置が行われていることから、CAP システムを活用したトラブル防止への取組みにおいて特段の懸念する事象は観察されない。また、協力会社等に対する保安教育は技術課からの教育依頼を受けて行われており、保安教育管理表によって入所時と年1回の教育や保安規定改正教育の受講実績が明らかであることから、管理状態は良好であると判断する。</p>		

2022年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 核物質管理部 警備課	
監査実施日	2022年12月13日	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①CAP システムを活用したトラブル防止の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆CR 登録の状況は、保安関連が1件/週ほど、年度目標4件/人を超えている。案件の殆どは、各警備所における人の渋滞に関する要望事項で対処済み。 ◆CR 登録については、事象をそのまま登録すれば良いので負担に感じていない。社員よりも囑託が多いので偏りが生じないように、特定者に登録の入力を依頼することがあるが、CAP システムは日常業務に溶け込んでいる。 ◆CR 登録した不適合事例について下記のサンプルで確認した。 <ul style="list-style-type: none"> a) 不適合管理票（計画）（資料①）の事象概要、要求事項、不適合と判断した理由、継続・拡大防止措置の実施状況および処理完了予定日が明確であることを確認した。 b) 不適合管理票（結果）（資料②）の処置結果、修正を施した場合、検証の結果および処置完了が計画通り実施されていることを確認した。 本不適合に対しては、事象発生から2ヶ月経過してからCR 登録しているが、多くの類似箇所の安全対策を優先するため事後処理であったことを合意しており、両方向（警備課とPICo）のコミュニケーションが良好であることを確認した。 c) 是正処置処理票（計画）（資料③）の特定した直接原因、処置計画および処置完了予定日が明確であることを確認した。 d) 是正処置処理票（結果）（資料④）により、是正処置が計画通り実施され、実効性のレビューの計画が策定されていることを確認した。 この不適合事象を受けて劣化した検電器を使用するなど同様事象発生防止について、業務連絡書（資料⑤）にて発信し、情報共有している。 e) 是正処置／未然防止処置の実効性のレビュー報告書（資料⑥）の実効性のレビュー結果および実効性が適切であることを確認した。 <p>②協力会社等に対する保安教育の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆当課は未受講者の事例なし。 ◆改正教育は、業務連絡書（資料⑦）により保安規定改正に伴う保安教育（周知教育）を協力会社にメールで通知していることを確認した。 ◆協力会社の教育実施は、保安教育実績（請負事業者等）（資料⑧）により確認している。 注目すべきは、警備課は、協力会社のリーダーに保安教育実施細則（資料⑨）の保安教育受講科目早見表を提供し、保安教育受講要否の判断ミスを防止している。 	<p>(参照文書・記録など)</p>	
<p>(2) 前回までのフォローアップ</p> <p>該当なし。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>① CAP システムを活用したトラブル防止の取組み</p> <p>CR 登録件数の年間目標を設定し、既に目標を達成している。CAP システムによるCR 登録には負担はなく日常業務の中に定着している。サンプリングしたCR 情報に対しては、不適合管理票（計画/結果）が計画された通り実施されており懸念する事象は観察されなかった。</p> <p>② 協力会社等に対する保安教育の仕組み</p> <p>保安規定の改正教育は、業務連絡書により協力会社へ通知し、協力会社の教育実施は、保安教育実績により確認している。よって、保安教育の仕組みは適切であると思われる。</p>		

監査における 提言事項

定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部署の任意でよい。

1	不適合管理票（結果）への実際の処置完了日の記載徹底
関連部門	技術本部 技術管理部 技術管理 G
<p>不適合管理票（結果）に処置完了日（2022年3月11日）が記載されている。一方、同票の処置結果欄に“従事者情報の入力を完了した”ことが記載されているが、実際の処置完了日（3月11日以前との説明があった）を記載するのが事実を認識する上で適切なもので、今後のものからそのようにされることが望ましい。</p>	

監査における 良好事例

自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載した。

1	現場トラブル防止に向けた毎日 OE 活動の実施	
関連部門	再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気保全課	
<p>現場トラブル防止に向けた活動の一環として、毎朝のミーティング時、各グループで運転経験（OE）情報を活用した気づき（どのような観点で現場状況を見るべきかなど）を得るための活動（毎日 OE 活動）を本年 10 月 4 日から継続的に実施している。</p>		
2	保安教育等の受講者漏れ防止の取組み	
関連部門	技術本部 土木建築部 建築課	
<p>保安教育入所時教育有効期限通知（10 月分）を協力会社へメールで発信し、受講漏れ防止のためのフォローアップが適切に行われている。</p>		
3	保安教育実施細則の早見表による受講要否判断ミス防止	
関連部門	再処理事業部 核物質管理部 警備課	
<p>保安規定の改正教育に係る保安教育実施細則の保安教育受講科目早見表を協力会社のリーダーに提供し、協力会社の保安教育受講要否の判断ミスを防止している。</p>		

添付 4

2022年度第2回第三者定期監査日程および出席者(再処理事業部・技術本部)								
月	日	曜日	時刻		時間	被監査者または 監査対象部門等	出席者	実施場所
			自	至				
12		12月	10:30	11:00	0:30	再処理事業部 技術本部 (初回会議)		再処理事務所 居室等 /webex
			12:57	13:42	0:45	再処理事業部 技術本部 パフォーマンス改善推進者		再処理事務所 南7A会議室
			14:00	15:25	1:25	再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課		
			15:50	17:11	1:21	再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気保全課		
13	火		10:27	11:49	1:22	技術本部 土木建築部 建築課		再処理事務所 南7A会議室
			13:29	14:51	1:22	技術本部 技術管理部 技術管理G		事務本館 206会議室

月	日	曜日	時刻		時間	被監査者または 監査対象部門等	出席者	実施場所
			自	至				
12	13	火	15:28	16:57	1:29	再処理事業部 核物質管理部 警備課	[Redacted]	事務本館 206会議室
	23	金	10:12	10:48	0:36	再処理事業部 技術本部 (最終会議)		再処理事務所 南7A会議室等 /webex